

第3期島根県医療費適正化計画の進捗状況について

1. 医療費適正化計画について

国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、平成18年6月に成立した医療制度改革関連法により、都道府県は医療費適正化計画を策定することとなりました。

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づくもので、島根県では平成20年4月に「島根県医療費適正化計画（第1期）」（計画期間：平成20年度～平成24年度）を、平成25年4月に「島根県医療費適正化計画（第2期）」（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、さらに平成30年3月に第3期計画（計画期間：平成30年度～令和5年度）を策定しています。

2. 計画の進捗状況について

医療費適正化計画の進捗状況については、高齢者の医療の確保に関する法律第11条第1項の規定により、毎年度各都道府県のホームページ等で公表することとなっています。

3. 進捗状況の内容について

○第3期医療費適正化計画 PDCA 管理様式

1. 目標に関する評価

（1）住民の健康の保持の推進に関する目標

- ① 特定健康診査の実施率に関する数値目標
- ② 特定保健指導の実施率に関する数値目標
- ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標
- ④ たばこ対策に関する目標
- ⑤ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標
- ⑥ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

（2）医療の効率的な提供の推進に関する目標

- ① 後発薬品の使用促進に関する目標数値
- ② 医薬品の適正使用の推進に関する目標
- ③ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

第3期医療費適正化計画 P D C A 管理様式

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
53.9%	56.3					
目標達成に 必要な数値	56.6	59.3	62.0	64.6	67.3	70%
【取組】						
2019 年度の 取組・課題	<ul style="list-style-type: none"> 国保連合会の支援により、AI を活用した受診勧奨事業を、市町村国保のうち 7 保険者が実施。うち 2 保険者では、年度末時点の受診率すでに前年度より 5%以上も上回り、事業の効果が見られている。 上記受診勧奨事業の推進の他、各保険者で効果があった取組や特徴的な取組を、国保連合会開催の研修会や、保険者への個別指導等で情報提供を行った。 					
	【課題】					
<ul style="list-style-type: none"> 各保険者がそれぞれに対策を行っているが、市町村国保の受診率をみると H30 年度実績で最も高い市町村は 56.9%、低い市町村は 26.6% と大きな差があり、課題に応じた取組が必要。 						
次年度以降の改善について						
<ul style="list-style-type: none"> AI を活用した受診勧奨事業は、2020 年度はさらに拡大して 10 保険者が実施予定。 特定健診未受診者のうち通院者の受診率向上のため、保険者協議会の取組として特定健診受診の啓発と診療データの活用について医師会との連携を検討する。 						

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間						2023 年度 (目標値)
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度		
21.6%	25.3						
目標達成に 必要な数値	25.5	29.4	33.3	37.2	41.1	45%	
【取組】							
2019 年度の 取組・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会や保険者協議会と連携し、市町村等担当者を対象とする研修会を開催し、特定保健指導の技術向上を図った。 ・2017 年度に実施した市町村における特定健診・保健指導の実施状況調査から、効果があった取組や特徴的な取組を、国保連合会開催の研修会や、保険者への個別指導等で情報提供を行った。 						
	【課題】						
<ul style="list-style-type: none"> ・各保険者がそれぞれに対策を行っているが、市町村国保の実施率をみると H30 年度実績で最も高い市町村は 75.0%、低い市町村は 0.0% と大きな差があり、課題に応じた取組が必要。 							
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の柔軟な運用が可能になり、これまで低率だった市町村も徐々に実施率が上がってきている。今後も取組状況の共有やその他の好事例の情報交換等を行い、さらなる実施率の向上を推進する。 ・保険者協議会の取組として特定保健指導の医療機関との集合契約を検討し、実施機関の確保を推進する。 						

③ メタボリックシンドromeの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間						2023 年度 (目標値)
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度		
16.8	14.9						
目標達成に 必要な数値	18.2	19.5	20.9	22.3	23.7	25%	
【取組】							
2019 年度の 取組・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県、圏域健康長寿しまね推進会議を母体に、住民、関係機関・団体、職域団体、行政等が連携し、食生活の改善や運動促進など生涯を通じた健康づくりに向け、健康づくりグループの表彰や好事例の広報など地域や職場での健康づくりの取組を推進した。 ・「しまね☆まめなカンパニー事業」を実施し、職域での健康づくり推進に向けた情報発信を行った。 						
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が主体となった地域ぐるみ、職場ぐるみの健康づくりの気運を醸成し、取組の充実に向けた支援を行う必要がある。 ・健康づくりに無関心な方々への効果的なアプローチ方法を検討していく必要がある。 						
次年度以降の 改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県、圏域健康長寿しまね推進会議を中心として、地域や職域における活動の推進を図る。 ・健康づくり無関心層が多いとされる青壮年期の人々に健康情報を提供するとともに健康づくりをしやすい環境を整えるため、地域保健と職域保健の連携体制の強化を図る。 						

④ たばこ対策に関する目標

目標	たばこを習慣的に吸っている者の割合を減らす
2019 年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <p>島根県たばこ対策推進会議において、「第 4 次島根県たばこ対策指針」に改定し、従来から掲げている対策の 4 本柱を継続しながら、改正健康増進法における受動喫煙防止対策の強化に取り組むこととした。</p> <p>2020 年 4 月に改正健康増進法が全面施行されたことにより、望まない受動喫煙をなくすため、関係機関や団体等と連携し、施設の類型や場所ごとの対策等の周知啓発を進めた。</p> <p>【課題】</p> <p>改正健康増進法における受動喫煙防止対策の周知啓発により一層取り組む必要がある。</p> <p>禁煙意欲のある人への禁煙支援が課題である。</p>
次年度以降の改善について	引き続き、あらゆる機会を通じて、改正健康増進法における受動喫煙防止対策の周知啓発や禁煙に関するような情報提供と禁煙支援を行う。

⑤ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

目標	糖尿病合併症発症者数および血糖コントロールが不良な者を減らす
2019年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病対策に関する各会議を開催し、糖尿病腎症の発症・重症化予防について、関係者での課題の共有や、連携体制等について検討を行った。また、治療等に関する各種ガイドライン等が改訂されたことを受け、県の「糖尿病予防・管理指針」及び「糖尿病腎症重症化予防プログラム」の見直しに向け検討を開始した。 重症化予防対策従事者の資質向上と連携強化のため、研修会の開催や指導用媒体の作成を行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規透析導入者割合や、糖尿病腎症による透析導入者割合は減少していないため、2018年7月に示された「腎疾患対策検討会報告書」も参考に、CKDも含めた重症化予防対策を実施していく必要がある。 すべての市町村が重症化予防対策に取り組むよう支援をしていく必要がある。
次年度以降の改善について	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、CKD対策の視点も含めた糖尿病対策を進めていく。 重症化予防プログラムの推進に向けたデータ分析や市町村との協働による治療中断者・未治療者に対する受診勧奨事業を開始し、取り組みの拡大を図る。

⑥ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

目標	<p>地区ごとの健康づくり活動を基盤とした健康なまちづくりを進めるため、住民、関係団体、地域、職域、行政等が一体となって「健康長寿しまね県民運動」を推進する。</p> <p>健康寿命の延伸を図り、健康長寿日本一を目指すため島根創生計画による「しまね健康寿命延伸プロジェクト」を進める。</p> <p>保険者によるデータヘルス計画（保健事業実施計画）の策定及びPDCAサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業の円滑な実施に向けた支援を行う。</p>
2019年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、圏域健康長寿しまね推進会議を母体に、住民、関係機関・団体、職域団体、行政等が連携し、食生活の改善、運動促進、歯と口腔の健康づくり、禁煙・受動喫煙防止等に関する周知啓発活動を実施した。 ・一人ひとりの健康づくりを推進するため、健康づくりの11目標の周知啓発、健康づくり体験の場の提供を行った。 ・地区ごとの健康づくり活動を推進するため、健康づくりグループ表彰事業、好事例の広報等を実施した。 ・事業所での健康づくりの取組を推進するため、「しまね☆まめなカンパニー事業」を実施した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が主体となった地域ぐるみ、職場ぐるみの健康づくりの機運を醸成し、取組の充実に向けた支援を行う必要がある。 ・健康づくりに無関心な方々への効果的なアプローチ方法を検討していく必要がある。 ・低栄養予防、口腔機能低下予防の取組を通じたフレイル予防対策を進めていく必要がある。
次年度以降の改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県、圏域健康長寿しまね推進会議を中心とした周知啓発活動を実施する。 ・「しまね健康寿命延伸プロジェクト」による健康づくりの取り組みを強化する。 ・地域ごとの健康づくり活動の活性化を図るとともに、フレイル予防対策を強化する。 ・健康づくり無関心層が多いとされる青壮年期の人々に健康情報を提供するとともに健康づくりをしやすい環境を整えるため、地域保健と職域保健の連携体制の強化を図る。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
75.7%	79.9 %	82.7 %				
目標達成に 必要な数値		80.0%	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上
2019 年度の 取組・課題		<p>【取組】</p> <p>各保険者からの後発医薬品差額通知を継続実施。さらに、保険者協議会の場を活用して関係機関を交えた後発医薬品の使用促進に関する協議及び情報交換を行いながら、一般向け広報資材の配布による普及啓発を行った。</p> <p>各保険者による後発薬品差額通知や広報活動、医療機関指導における後発薬品使用の指導、さらには薬局等での後発医薬品への切り替えの取組等により、後発医薬品使用割合は順調に伸びており、2019 年度末では目標を達成している。</p> <p>【課題】</p> <p>年代別では若年層の使用率が低い等の課題が残っている。</p>				
次年度以降の 改善について		<p>目標は達成した後でも、後発医薬品差額通知等の他にも、多くの薬局や医療機関において、診療報酬上のインセンティブもあり後発薬品への切り替えの努力が続けられている。</p> <p>今後は子ども医療費無償化が予定されていることもあり、自己負担額が少ない（もしくは無い）公費医療対象者に対する後発医薬品利用促進に関する啓発活動を検討する。</p>				

※出典「NDB データセット 都道府県別データブック（基礎編）後発医薬品数量割合【都道府県別】」

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

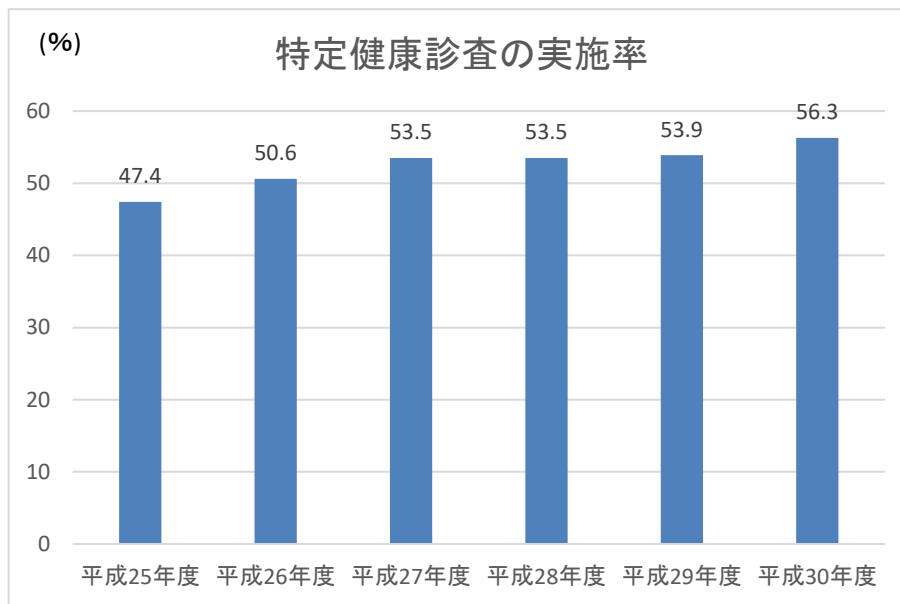
目標	重複投薬のは是正や副作用の発生や医薬品の飲み残しにつながる可能性のある多剤投与の適正化等、医薬品の適正使用の推進。
2019年度の取組・課題	<p>【取組】 各医療保険者における医療機関及び薬局と連携した訪問指導や医療費通知等による意識啓発等 かかりつけ薬剤師・薬局及びお薬手帳の1冊化等に関する啓発活動</p> <p>【課題】 市町村のマンパワー不足もあり、被保険者への訪問指導等直接的な働きかけが十分に行われてはいない。また、被保険者の問題意識も希薄な部分もある。</p>
次年度以降の改善について	多剤・重複投薬に関する通知・指導とその効果測定まで各市町村単位で実施する事業を国保連と県が連携して組み立て、希望する市町村で実施してもらう。また、その実施に先立ち、県内における多剤・重複服薬や薬剤併用禁忌に関する現状分析を実施する。

③ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

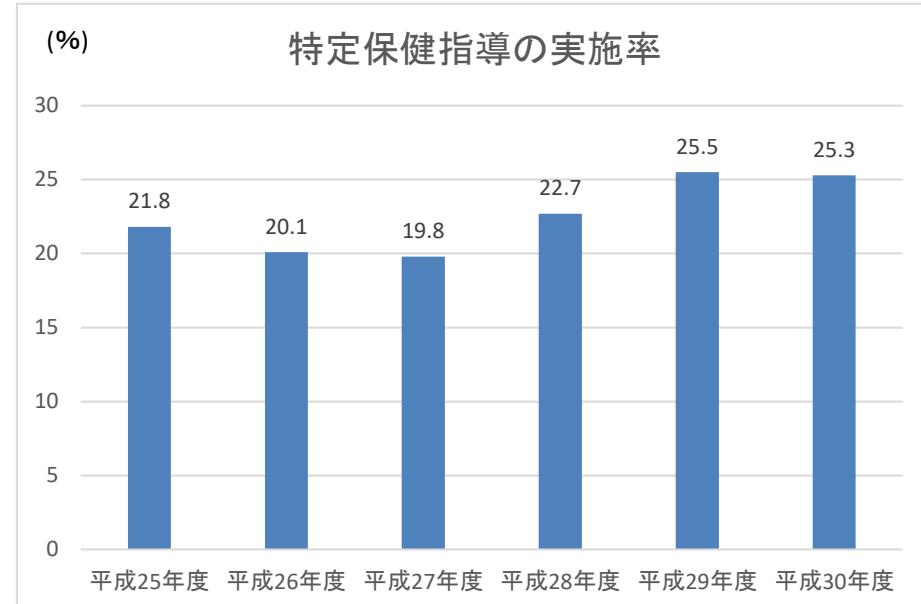
目標	各地域におけるプライマリーから高次・特殊医療を担う医療機関までの医療機能の分化（医療機関間の役割分担）と連携 在宅療養を行う患者を支える各医療機能別医療機関の連携体制の確立
2019年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○圏域での合意に基づき、病床の機能分化・連携に資する取組を行う医療機関数（2カ所） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 地域医療構想に基づく病床機能転換が促進され、2025年を見据えた医療提供体制の構築に繋がった。 ○しまね医療情報ネットワーク（愛称：まめネット）の新たな機能として「WEB会議サービス」を整備、運用開始（10月～ 発行ライセンス数：26） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 遠隔によるオンラインでのカンファレンスが可能となり、医療従事者の負担軽減や医療・介護の連携推進に繋がった。 ○条件不利地域で訪問診療を行う医療機関数（23医療機関） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 採算性の確保が困難な中山間地域における在宅医療提供体制の強化に繋がった。 <hr/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域医療構想を踏まえ、各圏域で検討する将来の病床規模に伴い必要となる在宅医療の受け皿確保 ○診療所医師の高齢化や後継者不足等による、一次医療提供体制の維持 ○家族の介護力の低下等から、入院や施設入所への志向が強く、在宅医療への移行に不安を持つ県民（家族）への対応
次年度以降の改善について	<ul style="list-style-type: none"> ○条件不利地域の在宅医療に積極的に取り組む診療所や訪問看護ステーション等への支援を継続的に実施 ○都市医師会に連携推進コーディネーターを配置し、圏域単位で在宅医療の拠点となる病院に対し、在宅等からの入院受入れや在宅療養への移行を支援 ○県と市町村とが連携し、医療・介護関係者による協議の場を設定するなど、在宅医療提供体制の維持・確保に向けた方策を検討 ○在宅医療に対する県民の理解促進のための啓発の実施

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

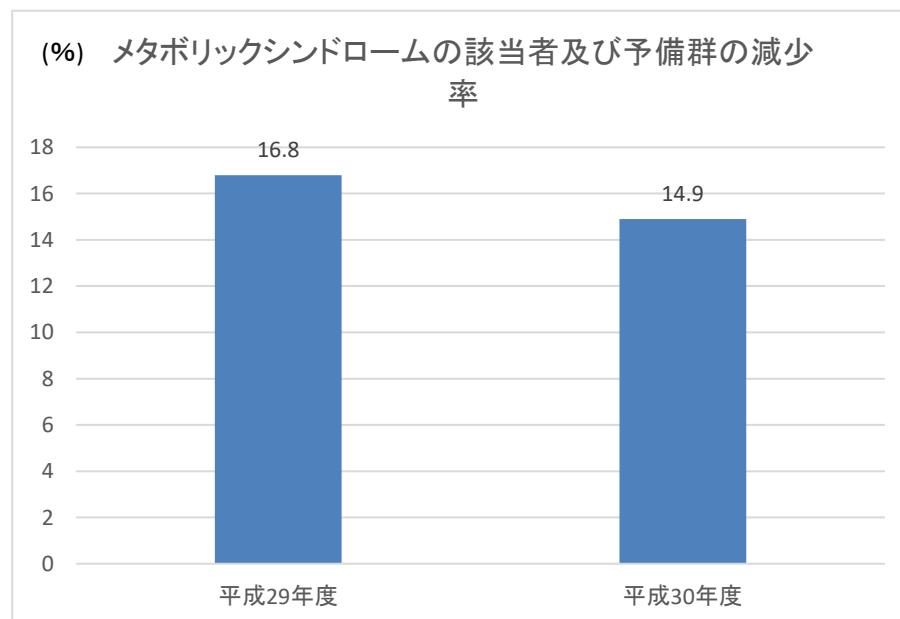
2019年度の取組	<p>保険者協議会で、特定健診・保健指導に関する事業（特定保健指導技術研修会の開催、特定健康診査実施ガイド、受診勧奨用リーフレット等の作成）や医療費等の分析等の医療費適正化のための取組を実施した。</p> <p>また、県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会に保険者協議会の場で意見交換を行い、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上及び円滑な過誤調整の実施等について協力を要請した。</p>
次年度以降の改善について	2019年度から保険者協議会の事務局に島根県も参画し、他の保険者と協議しながら医療費適正化に向けた具体的な取組を行っており、継続して取り組むこととする。また、県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会と引き続き、保険者協議会の場で医療費適正化に関する意見交換を実施する予定。



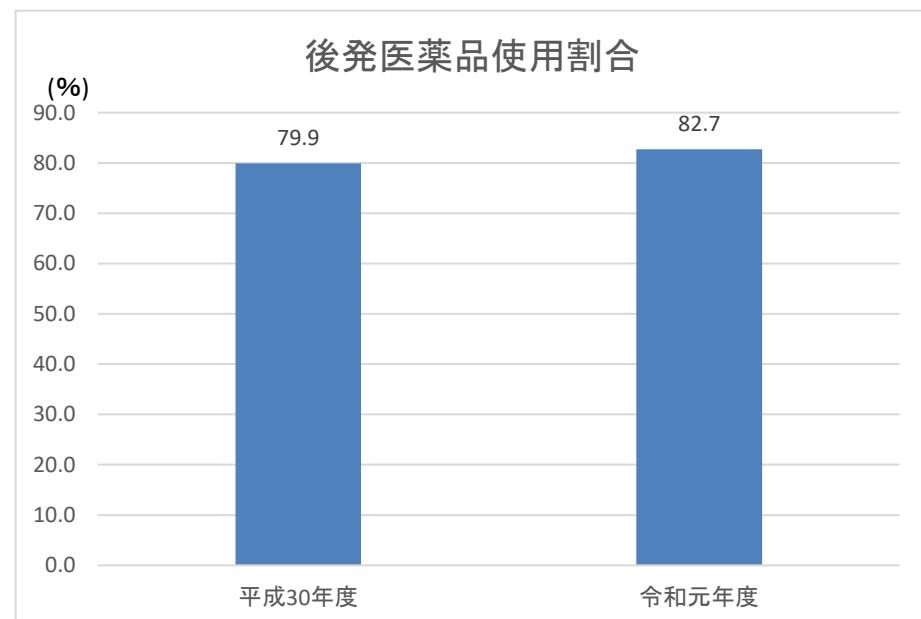
※数値は特定健康診査・特定保健指導に関するデータ(厚生労働省HP)より



※数値は特定健康診査・特定保健指導に関するデータ(厚生労働省HP)より



※数値は特定健康診査・特定保健指導に関するデータ(厚生労働省HP)より



※数値はNDBデータセット 都道府県別データブック(基礎編)後発医薬品使用割合